令和４年４月

未成年後見人選任の申立ての手引

東京家庭裁判所後見センター

東京家庭裁判所立川支部後見係

目次

標準的な手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

申立必要書類チェック票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1　未成年後見制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2　申立ての手続について

　1　申立てをする家庭裁判所（土地管轄（かんかつ））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　2　申立てができる人（申立人）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　3　申立てに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

　4　申立後の手続（調査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

重要　申立後の取下げの可否　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

重要　未成年後見人の選任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　5　後見制度支援信託・後見制度支援預貯金について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3　未成年後見人の職務について

　1　監護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

　2　財産管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

重要　未成年後見人の責任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4　後見監督について

　1　後見監督とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

　2　家庭裁判所の許可が必要な場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

　3　後見の終了　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

申立書類の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

コピーの取り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

東京家庭裁判所後見センターのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

東京家庭裁判所立川支部後見係のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

標準的な手続の流れ

申立て準備
この手引をお読みになり，申立必要書類チェック票に記載した書類の準備をしてください。

↓

申立て
準備した書類を管轄の家庭裁判所（4ページ）にお持ちいただくか，郵送で申し立ててください。

↓

調査（5ページ）
申立人調査（面接）
未成年後見人候補者調査（面接）
未成年者調査（面接）
親族への照会

↓

審判・戸籍記載
未成年後見人を選任した旨（または却下する旨）の審判書が郵送されます。
未成年後見人に就任した旨が未成年者の戸籍に記載されます。

↓

初回報告（7ページ）
（審判日から１か月以内）

↓

後見事務の監督（定期報告）（7～10ページ）

↓

後見の終了（10ページ）

申立必要書類チェック票

未成年者が複数の場合，未成年者1人につき1セットを提出してください。
戸籍謄本・住民票は，1人の未成年者は原本を提出し，他の未成年者はコピーの提出で結構です。

	必要書類等	取寄先等
1	申立書類 ☐未成年後見人選任申立書 ☐申立事情説明書 ☐親族関係図 ☐未成年者の財産目録及びその資料 ☐預貯金通帳のコピー　☐保険証券のコピー ☐不動産の全部事項証明書 ☐未成年者の収支予定表及びその資料 ☐収入に関する資料：年金決定通知書などのコピー ☐支出に関する資料：授業料の領収書などのコピー ☐相続財産目録及びその資料（未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合のみ） ☐預貯金通帳のコピー　☐保険証券のコピー ☐不動産の全部事項証明書　☐負債に関する資料のコピー ☐死亡退職金等に関する資料のコピー ☐未成年後見人候補者事情説明書	申立書類は以下の①～③のいずれかの方法で取り寄せてください。 **①　東京家庭裁判所後見センター又は同立川支部後見係の窓口** **②インターネット** ※「東京家庭裁判所後見サイト」で検索してください。 **③郵送** ※角形2号（A4冊子が入るサイズ）の封筒の表にご自身の名前と住所を記載のうえ，390円分の切手を貼り，「未成年後見人選任申立セットの送付を希望する旨・ご自身の名前・電話番号」を書いたメモ書きと一緒に，家庭裁判所まで送ってください。（送り先は4ページ参照） **※各書類の記載例は，11ページ以降を，コピーの取り方は33ページをご覧ください。** **※不動産の全部事項証明書は，法務局で入手することができます。** **注意‼：マイナンバーの記載された書類を家庭裁判所に提出しないでください。特に財産や収支の資料を提出される場合はご注意ください。**
2	戸籍謄本（全部事項証明書）（申立日から3か月以内のもの） ☐未成年者 ☐未成年後見人候補者 ♦外国籍の方は，戸籍謄本に代えて，住民票（国籍の載ったもの）を提出する。 ♦未成年後見人候補者が法人の場合は，当該法人の商業登記簿謄本（全部事項証明書）を提出する。	各自治体の担当窓口 ※郵送でも取り寄せることができます。取り寄せ方法については各種書類の取寄先にお問い合わせください。
3	住民票又は戸籍附票（世帯全部）（申立日から3か月以内のもの） ☐未成年者 ☐未成年後見人候補者	各自治体の担当窓口 ※外国籍の方は，国籍の記載されている住民票を提出してください。 **注意‼：マイナンバーの記載された書類を家庭裁判所に提出しないでください。**
4	☐親権を行う者がいないことを証する資料 （親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本等）	戸籍謄本の取り寄せは，各自治体の担当窓口

5	利害関係人からの申立ての場合 □利害関係を証する資料	
6	未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合 □金銭の貸借等の関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料） □金銭貸借：借用書などのコピー □担保提供：担保権を設定した契約書などのコピー □保証：保証に関する記載のある契約書などのコピー □立替払：立替払を示す領収書，出納帳などのコピー	
7	費用（申立時に納めていただきます） □収入印紙　800円分 □郵便切手　3，270円 （内訳）500円切手×　3枚　100円切手×5枚 84円切手×10枚　63円切手×4枚 20円切手×　5枚　10円切手×6枚 5円切手×　2枚　1円切手×8枚	郵便局など ※印紙や切手は東京家庭裁判所地下1階及び東京家庭裁判所立川支部の売店でも販売しています。

※各事情説明書，財産目録，親族関係図はできるだけ詳しく記入してください。

※遺産が少なかったり，当面は遺産分割を考えていない場合も，亡親等の財産があれば，必ず相続財産目録を作成してください。また，保険金や退職金など，親等の死亡により，今後受け取る財産がある場合も，相続財産目録を作成してください。

※審理のため必要がある場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。

※手続費用については，一般の家事事件では申立人が負担することが原則ですが，未成年後見人選任の申立手続を行うことが未成年者の保護となりその利益になると考えられることから，東京家庭裁判所では，上記7の費用については，未成年後見人選任審判時に未成年者負担とする裁判をする運用です（未成年後見人選任申立書の「手続費用の上申」欄において，「手続費用については，未成年者の負担とすることを希望する。」にレ点（チェック）が付されていない場合でも同様です。）。未成年後見人選任審判の効力発生後に未成年後見人に対し，未成年者の財産の中から上記7の費用の償還を求めることができます（ただし，郵便切手代については，実際に使用した分のみ。）。

第１　未成年後見制度について

未成年後見制度とは，未成年者の親権を行う者が，死亡，行方不明等でいなくなったときに，遺言等で指定され又は家庭裁判所で選任された未成年後見人が未成年者の監護や財産管理を行うことで，未成年者を保護する制度です。

家庭裁判所で未成年後見人が選任されると，未成年後見人は，原則として未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまで，未成年者の監護・教育等について親権者と同じ権限と責任を持つとともに，未成年者の法定代理人として，預貯金に関する取引等，必要な法律行為を行います。また，後見事務の内容について裁判所に定期的に報告する義務を負います。

申立てのきっかけとなった当面の目的（保険金の受領や遺産分割など）が終了しても，未成年後見人の職務が終わるわけではありません。

第２　申立ての手続について

１　申立てをする家庭裁判所（土地管轄（かんかつ））

申立ては，未成年者の住所地（未成年者が住民登録している場所）を管轄する家庭裁判所にしてください。

裁判所名	所在地，電話番号	管轄区域
東京家庭裁判所 後見センター （庁舎2階）	**〒100-8956** **千代田区霞が関1丁目1番2号** **（中央合同庁舎6号館C棟）** **03(3502)5359，5369（直通）** ※「東京家庭裁判所後見センターのご案内」（34ページ）を参照	未成年者の住所地が東京都２３区及び諸島
東京家庭裁判所 立川支部 後見係 （庁舎7階）	**〒190-8589** **立川市緑町10番地の4** **042(845)0322,0324（直通）** ※「東京家庭裁判所立川支部後見係のご案内」（35ページ）を参照	未成年者の住所地が上記以外の東京都の市町村

【受付時間】平日　８:３０～１７:００

２　申立てができる人（申立人）

未成年者の親族，意思能力を有する未成年者自身（通常１５歳以上の未成年者は意思能力を有すると考えられます。），利害関係人（児童相談所長や里親等）です。

３　申立てに必要な書類

申立てに必要な書類や費用は，２～３ページの「申立必要書類チェック票」のとおりです。□にレをつけながら，必要なものがすべて整ったことを確認の上，家庭裁判所に申立て（書類提出）をしてください。必要書類が整っていれば，手続がスムーズに進みます。

申立書類は裁判所が未成年後見人を選任する際に参考とする重要な資料ですので，該当する箇所は**すべて必ず**ご記入ください。

４　申立後の手続（調査）

（１）　申立人，未成年後見人候補者調査（面接）

家庭裁判所へ来ていただき，申立てに関する事情を直接おうかがいします。日時は，家庭裁判所から通知します。指定された日時の都合が悪ければ，ご連絡ください。

申立人には，「申立事情説明書」等に基づいて，申立てに至るいきさつ，未成年者の生活状況，財産状況及び未成年者の親族らの意向等について詳しい事情をおうかがいします。

未成年後見人候補者には，「未成年後見人候補者事情説明書」に基づいて，未成年後見人としての適格性に関する事情をおうかがいします。

（２）　未成年者調査（面接）

未成年者の意思及び心身の状況を確認するため，未成年者には未成年後見人候補者と共に家庭裁判所に来ていただきます。年齢や事案の内容によっては，家庭裁判所調査官が家庭訪問をして未成年者と面接したり，生活状況を観察させていただくこともあります。

（３）　親族への照会

未成年者の非親権者（親権者ではない親）や，現に未成年者を監護したり，財産管理をしたりしている親族に対して，原則として，照会書を送付するなどして意向を確認します。

申立後の取下げの可否

未成年後見人選任の申立ては，公益性や未成年者保護の見地から，取下げで終了することが相当でない場合があるため，申立書類を提出した後は，審判前であっても，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。例えば，「私が未成年後見人に選ばれないなら取り下げます。」「親族の事業資金として未成年者のお金を借り入れることを認めてもらえないなら取り下げます。」というような理由では，許可されません。

未成年後見人の選任

誰を候補者にするか？誰が選任されるか？

（1） 未成年後見制度の内容や未成年後見人の職務を理解された上で責任をもって引き受けてくださる方を挙げてください。

（2）次の人は，未成年後見人になることができません（欠格事由）。

①未成年者

②家庭裁判所で成年後見人等を解任された者

③過去に破産手続開始決定を受けたが，免責許可決定を受けていない者

④未成年者に対して訴訟をしたことがある者，その配偶者又は親子である者

⑤行方不明である者

（3）家庭裁判所は，未成年後見人の選任については，

①未成年者の心身の状況，生活状況及び財産の状況

②候補者の職業・経歴

③候補者と未成年者との利害関係の有無

④未成年者の意向

などの事情を総合して判断します。

そのため，**申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。**家庭裁判所は，未成年者が多額の財産を所有していたり，多額の死亡保険金等の受領が見込まれたり，親族間で監護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には**弁護士等の専門家を未成年後見人に選任したり，親族等を未成年後見人に選んだうえで，専門家を未成年後見監督人として選任することがあります。**

（4）未成年後見人及び未成年後見監督人に対する**報酬**は，家庭裁判所が付与の当否及び付与の金額を決定し，未成年者の財産から支払われます。（9ページ参照）

５ 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金について

後見制度支援信託とは，未成年者の財産のうち，日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族未成年後見人が管理し，通常使用しない金銭について，信託銀行等に信託する仕組みのことです。また，後見制度支援預貯金とは，通常使用しない金銭を信託銀行等に信託することに代えて，銀行等の金融機関（信用金庫，信用組合を含む。）で開設できる特別の口座（支援預貯金口座）に預け入れる仕組みのことです。後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用すると，信託した財産や預け入れた財産を払い戻したり，信託契約や支援預貯金口座を解約したりするには，あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

未成年後見人選任事件について，流動資産が500万円以上の場合，後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用を検討していただくことがあります。後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用に適すると判断した事案については，専門家を未成年後見人に選任し，信託契約の締結や支援預貯金口座の開設まで行ってもらうことがあり，その場合には，専門家の未成年後見人に対する報酬が必要になります。

なお，後見制度支援信託については，裁判所のウェブサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/index.html）から，後見制度支援信託に関するパンフレット（「後見制度において利用する信託の概要」）をダウンロードすることができますので，詳細はパンフレットをご覧ください。

第３ 未成年後見人の職務について

未成年後見人の主な職務は，未成年者の意思を尊重し，かつ，未成年者の心身の状態や生活状況に配慮しながら，**必要な「監護」及び「財産管理」を行うこと**です。

１ 監護

未成年後見人は，未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまで，未成年者の生活や教育，就労についての援助をすることになります。

２ 財産管理

未成年者に代わって預貯金に関する取引等，必要な法律行為を行います。未成年者の財産が他人のものと混ざらないように管理し，通帳や証書類を保管するほか，収支計画を立てます。財産管理の内容が分かるように，現金出納帳等に収支の日付及び具体的内容を記録します。

○最初の仕事（初回報告）

審判日から1か月以内に未成年者の財産調査を行い，財産目録，年間収支予定表，相続財産目録を作成し，資料を添えて家庭裁判所に提出します。

○定期報告

定期的に家庭裁判所に報告し，家庭裁判所の監督を受ける（これを「後見監督」と言います。詳しくは，後記第４参照）。

未成年後見人の責任について

未成年後見人が未成年者の財産を管理する場合，法律上，未成年後見人自身の財産を管理する以上の注意を払う義務があります（**善良なる管理者の注意義務**）。

したがって，**たとえ親族であっても，「他人の財産を預かり，管理している。」と考えてください。未成年者の財産を未成年後見人や親族の名義で管理したり，未成年後見人や親族に贈与，貸与するなど，未成年者の不利益となるような管理，処分はできません。**

また，遺産分割を行う際には，未成年者の法定相続分を確保する必要があります。

財産を不正に処分すると，損害賠償請求などの民事責任が生じます。また，未成年後見人を解任されるだけでなく，業務上横領などの罪で刑事責任を問われることがあります。

第４　後見監督について

１　後見監督とは

家庭裁判所は，未成年後見人が，その職務を正しく行っているかを確認するために，監護や財産管理について，定期的に未成年後見人に報告を求めます。これを**後見監督**といいます。

未成年後見人は，定められた報告期限までに自主的に報告しなければなりません。

なお，家庭裁判所の判断により，未成年後見監督人が選任される場合があります。その場合には，原則として未成年後見監督人の指示に従い，未成年後見監督人に対して後見事務報告を行うことになります。

～具体的には～

未成年者の生活状況等についての報告書，未成年者の財産目録及びその裏付けとなる資料（通帳や領収書などのコピー）を提出してください。必要に応じて，詳しい収支状況の報告や領収書などの証拠資料の提出が求められることがあります。普段から現金出納帳をつけ，収支の裏付けとなる領収書やレシート等を必ず残しておいてください。

期限までに提出がない場合，事情説明のための出頭を拒んだ場合，報告内容に大きな問題がある場合には，家庭裁判所は，弁護士等を調査人に選任して後見事務の調査を命じたり，これら専門職を未成年後見人や未成年後見監督人に選任す

ることがあります。さらに，任務違反を理由に未成年後見人を解任することがあります。

２ 家庭裁判所の許可が必要な場合

（1） 未成年後見人と未成年者の利益が相反する（利害関係が生じる）場合

→「特別代理人選任の申立て」が必要です。

特別代理人の選任が必要な行為の例

未成年後見人と未成年者が共同相続人として遺産分割協議をする場合

未成年後見人が未成年者の所有する不動産を買い取る場合

このような手続をとらずに，遺産分割等の利益相反行為をした場合，その行為は無効となります。

このほかの場合でも，判断に迷うとき（例：未成年者の重要な財産を処分する場合，多額の支出が予定される場合など）は，事前に家庭裁判所にご連絡ください。

（2） 未成年後見人の報酬を請求する場合

→「報酬付与の申立て」が必要です。

未成年後見人は，職務の内容に応じて，未成年者の財産の中から，一定の報酬を受け取ることができます。

- 家庭裁判所が，報酬を付与するか否か，報酬額をいくらにするかを決定します。
- 未成年後見人は，報酬付与の審判がなされた後，認められた金額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。
- 報酬は後払いとなります。

このような手続を取らず，独断で未成年者の財産の一部を報酬として受け取ることはできません。

（3） 未成年後見人を辞任する場合

→「未成年後見人辞任許可の申立て」と「未成年後見人選任の申立て」の両方が必要です。

未成年後見人は「正当な事由」がある場合に限り，家庭裁判所の許可を得て，未成年後見人を辞任することができます。この場合，新たな未成年後見人を選ぶ必要があるので，未成年後見人の辞任を希望する未成年後見人は，辞任許可の申立てと同時に，新たな未成年後見人選任の申立てをしてください。

「正当な事由」があると認められる例

未成年後見人が遠隔地に転居しなければならなくなった。

高齢や病気などの理由により職務の遂行に支障が生じた。

３ 後見の終了

次の場合に未成年後見は終了します。

１ 未成年者が成年に達したとき
２ 未成年者が死亡したとき
３ 未成年者を養子とする養子縁組が成立したとき
４ 未成年者と死亡した養親との間で死後離縁したとき
５ 実親の親権又は管理権が回復したとき
６ 所在不明だった実親が現れ，親権を行使できるようになったとき

未成年後見が終了した場合，未成年後見人は，

① 後見終了後１０日以内に後見終了の届出を市区町村役場にする必要があります。
② 管理していた財産を未成年者（未成年者が死亡した場合は相続人）に引き継ぐ必要があります。
③ 家庭裁判所に引継書を提出する必要があります。

申立書類の記載例

【目次】　（ページ）

未成年後見人選任申立書	１２
申立事情説明書	１５
親族関係図	２１
財産目録	２２
収支予定表	２４
相続財産目録	２６
未成年後見人候補者事情説明書	２９

申立後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

※　太わくの中だけ記載してください。
※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印

未成年後見人選任申立書

※　収入印紙（申立費用）８００円分をここに貼ってください。

【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。

申立書を提出する裁判所

作成年月日

収入印紙	円	準口頭		関連事件番号　　年（家　）第　　号
予納郵便切手	円			

〇〇　家庭裁判所
〇〇　支部・出張所　御中

令和　〇　年　〇　月　〇　日

申立人又は同手続代理人の記名押印

丁　川　竹　子　印

平日（午前９時～午後５時）に連絡が取れる電話及び携帯電話の番号を正確に記載してください。

申立人	住　所	〒 〇〇〇 － 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話　〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇　携帯電話　〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	
	ふりがな	てい　かわ　　たけ　こ	□大正　☑昭和　□平成　□令和
	氏　名	丁　川　　竹　子	〇　年　〇　月　〇　日生 （　〇　歳）
	未成年者との関係	□ 本人　☑ 直系尊属（父母・祖父母）　□ 兄弟姉妹 □ 父方親族（未成年者との関係：　）　□ 母方親族（未成年者との関係：　） □ 未成年後見人　□ 未成年後見監督人　□ 児童相談所長 □ その他（　）	
手続代理人	住　所（事務所等）	〒　－　　※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。 電話　（　）　ファクシミリ　（　）	
	氏　名		
未成年者	本　籍（国　籍）	〇〇　都・道・府・県　〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
	住民票上の住所	☑ 申立人と同じ 〒　－ 電話　（　）	
	実際に住んでいる場所	☑ 住民票上の住所と同じ 〒　－　　※ 寮や施設の場合には，所在地，名称，連絡先を記載してください。 寮・施設名（　）　電話　（　）　（　方）	
	ふりがな	へいやま　　はづき	☑平成　□令和
	氏　名	丙　山　葉　月	〇　年　〇　月　〇　日生 （　〇　歳）
	在校名又は職業	〇〇高校	（　2　年生）

未成年後見人を選任する必要がある方について記載してください。

申 立 て の 趣 旨

未成年後見人の選任を求める。

申 立 て の 理 由

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

申立ての原因	申立ての動機（複数選択可）
☑1 親権者の ☑ 死亡 □ 所在不明	☑ 未成年者の監護教育
□2 親権者の親権の □ 喪失 □ 停止 □ 辞任	□ 入学 □ 就職 □ 就籍
□3 親権者の管理権の □ 喪失 □ 辞任	□ 養子縁組・養子離縁
□4 未成年後見人の □ 死亡 □ 所在不明 □ 辞任 □ 解任 □ 欠格	□ 訴訟 ☑ 遺産分割 □ 相続放棄
□5 父母の不分明	□ 亡親権者の債務の返済
□6 その他（ ）	☑ 扶養料・退職金・保険金等の請求
申立ての原因が生じた年月日 平成・令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	□ その他の財産の管理処分（ ） □ その他（ ）

※ 上記申立ての原因及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★に記載してください。★A４サイズの用紙をご自分で準備してください。

未成年者の父母が離婚し，実母が未成年者の親権者として未成年者を養育してきた。

しかし，令和○年○月○日に実母が後見人を指定することなく死亡したので，この申立てを行った。未成年後見人として，申立人を選任していただきたい。

なお，実母の遺産について，未成年者の姉（成人）との間で遺産分割協議を行う予定である。また，未成年者は実母の死亡保険金を受け取る予定である。

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

未成年後見人候補者

□ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要

☑ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合には，本籍欄のみ記載

□ 申立人以外の〔 □ 以下に記載の者 □ 別紙★に記載の者 〕★A４サイズの用紙をご自分で準備してください。

本籍（国籍）	○○ 都道府県 ○○市○○町○丁目○番地	
住所	〒 － 電話 （ ） 携帯電話 （ ）	
ふりがな		□昭和 □平成
氏名		年 月 日生 （ 歳）
未成年者との関係	□ 親 族：□ 直系尊属（父母・祖父母） □ 兄弟姉妹 □ 父方親族（未成年者との関係： ） □ 母方親族（未成年者との関係： ） □ 親族外：（関係： ）	

法人の場合には，商業登記簿上の名称又は商号，代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

手続費用の上申

□　手続費用については，未成年者の負担とすることを希望する。

※　申立手数料，送達・送付費用の全部又は一部について，未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※　審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。 **※　個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。** ☑　親族関係図 ☑　未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書） ☑　未成年者の住民票又は戸籍附票 ☑　親権を行う者がないことを証する資料 （親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等） ☑　未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書） （未成年後見人候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）） ☑　未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票 □（利害関係人からの申立ての場合）利害関係を証する資料 ☑　申立事情説明書 ☑　未成年後見人候補者事情説明書 ☑　財産目録 ☑　相続財産目録 （未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合のみ） ☑　収支予定表 ☑　財産関係の資料（未成年者の財産及び未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産の資料。該当する財産がない場合は不要） ☑　預貯金通帳のコピー，保険証券・株式・投資信託等の資料のコピー ☑　不動産の全部事項証明書 ☑　債権・負債等の資料のコピー ☑　収入・支出に関する資料のコピー □　未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書４項に関する資料）

申　立　事　情　説　明　書
（未成年者氏名　丙山　葉月　）

※　申立人が記載してください。申立人が記載できないときは，未成年者の事情をよく理解している方が記載してください。
※　記入式の質問には，自由に記載してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

作成者の氏名　　丁　川　　竹　子　　印

（作成者が申立人以外の場合は，未成年者との関係：　　）

作成者（申立人を含む。）の住所
☑　申立書の申立人欄記載のとおり
□　次のとおり
〒　　－　　
住所：

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　〇〇〇　（　〇〇〇〇　）　〇〇〇〇
（☑携帯・□自宅・□勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　☑ 電話してもよい・□ 支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

【未成年者の生活状況等について】

１　未成年者の生活状況

(1)　未成年者と同居している方はいますか。

☑　いる　※ 同居している方の氏名等を記載してください。

（氏名：丁川 松男　年齢：〇 歳　未成年者との続柄：祖父）

（氏名：丁川 竹子　年齢：〇 歳　未成年者との続柄：祖母）

（氏名：丙山 文月　年齢：〇 歳　未成年者との続柄：姉）

（氏名：　　年齢：　　歳　未成年者との続柄：　　）

（氏名：　　年齢：　　歳　未成年者との続柄：　　）

□　いない（未成年者は，□ １人で暮らしている。　□ 寮などで共同生活をしている。
□ 施設に入所している。）

(2)　未成年者の住所（実際に住んでいる場所）の最寄りの公共交通機関（※　わかる範囲で記載してください。）

（電車）最寄りの駅：　**〇〇〇**　線　**〇〇〇**　駅

（バス）最寄りのバス停：＿＿＿＿＿バス（＿＿＿＿＿行き）＿＿＿＿＿下車

2　未成年者の生活歴（出生から現在までの学歴・職歴等）を記載してください。付加しておきたい事情がある場合には，別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

年　月	出生，学歴，職歴等	年　月	学歴，職歴等
平〇・〇	出生	・	
平〇・〇	**〇〇**幼稚園・保育園を卒園	・	
平〇・〇	**〇〇**小学校を卒業	・	
令〇・〇	**〇〇**中学校を卒業	・	
令〇・〇	**〇〇高校在学中（２年生）**	・	

3　未成年者の健康状態

(1)　現在の健康状態はどうですか。

☑ 良好

☐ 治療中（傷病名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

☐ その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2)　これまでに，大きな病気やけがをしたことがありますか。

☑ なし　☐ あり（時期・傷病名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(3)　これまでに，医師から，発育上や健康上の問題を指摘されたことがありますか。

☑ なし　☐ あり（時期・指摘された問題の内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

4　未成年者の身上監護・財産管理の状況

(1)　未成年者の身の回りの世話をしているのは主にどなたですか。

☑ 申立人　☐ その他（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　未成年者との続柄：＿＿＿＿＿）

(2)　学校，職場等での様子で気になることはありますか（出欠の状況，担任，友人，同僚との関係等）。

特に気になることはない。学校の成績や友人との関係に問題はない。未成年者は週に二，三回飲食店でアルバイトをしているが，そこでの人間関係にも問題はない。

(3)　今後の進学・就職予定

□　進学予定あり

名　称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

時　期：令和　　年　　月頃に進学予定

□　就職予定あり

名　称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

時　期：令和　　年　　月頃に就職予定

☑　未定

(4)　未成年者の財産を管理しているのは主にどなたですか。

☑　申立人　□　未成年者

□　その他（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　未成年者との続柄：＿＿＿＿）

(5)　今後，未成年者が取得する予定の資産はありますか。

☑　生命保険金　※　財産目録の「３　生命保険，損害保険等」欄に記載してください。

□　死亡退職金　※　財産目録の「６　債権（貸付金，損害賠償金など)」欄に記載してください。

☑　遺産　　※　相続財産目録を作成してください。

□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※　その他の資産の金額等は，未成年者の財産目録の該当欄に記載してください。

(6)　未成年者の身の回りの世話や財産管理について，特に気を付けた方がよいことなどがあれば記載してください。

私が今後も未成年者の身の回りの世話を続けていきたいと考えている。未成年者の生活費や学費は遺族年金で工面し，母親が未成年者のために残した預金は未成年者の大学進学などの費用に充てることとしたい。

【申立ての事情について】

１　未成年者の親権者から遺言で指定された未成年後見人はいますか。

※　親権者が亡くなっている場合のみ記載してください。

☑　いない

□　いる(氏名:＿＿＿＿　住所:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　未成年者との続柄:＿＿＿)

□　不明

２　未成年者には，今回の手続をすることを知らせていますか。

※　未成年者が申立人の場合は記載不要です。

☑　申立てをすることを説明しており，知っている。

⇒ 未成年後見人候補者についての未成年者の意見　☑ 賛成　□ 反対　□ 不明

□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。

□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。

□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

3　未成年者の実父母・養父母

(1)　未成年者の実父母・養父母について氏名，状況等を記載してください。

※　欄が不足する場合は，別紙★に記載してください。★A４サイズの用紙をご自分で準備してください。

※　「意見」欄には未成年後見人候補者に関する各実父母・養父母の意見について，該当する部分の□にチェックを付してください。（亡くなった方又は音信不通の方については記載する必要はありません。「一任」とは，家庭裁判所の判断に委ねることを指します。）

続柄	氏　　名	状　　況	意見
実父	**丙山　太陽**	□ 死亡　□ 音信不通 ☑ 連絡先は以下のとおり 〒**〇〇〇**－**〇〇〇〇** **〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号** 電話番号：**〇〇〇**（**〇〇〇〇**）**〇〇〇〇**	□ 賛成 □ 反対 ☑ 一任 □ 不明
実母	**丙山　初月**	☑ 死亡　□ 音信不通 □ 連絡先は以下のとおり 〒＿＿＿－＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明

未成年者に養父母が　☑ いない　□ いる　※養父母の氏名等を記載してください。

続柄	氏　　名	状　　況	意見
養父		□ 死亡　□ 音信不通 □ 連絡先は以下のとおり 〒＿＿＿－＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明
養母		□ 死亡　□ 音信不通 □ 連絡先は以下のとおり 〒＿＿＿－＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明

(2)　(1)で挙げた方のうち，この申立てに反対の意見を示している方や意見が不明な方がいる場合には，その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏　　名	理由等

４　未成年者の父母以外の親族

未成年者の父母以外の親族（成年に達している方）のうち，未成年者に身近な方や関わりのある方（きょうだいや同居している方など）について，氏名，住所等を記載してください。

※　欄が不足する場合は，別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

※　「意見」欄には未成年後見人候補者に関する各記載の親族の意見について，該当する部分の□にチェックを付してください。（「一任」とは，家庭裁判所の判断に委ねることを指します。）

氏　　名	年齢	未成年者との関係	住　　所	意見
丁川　松男	**〇歳**	**祖父**	〒 ☑　未成年者と同居	☑　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
丙山　文月	**〇歳**	**姉**	〒 ☑　未成年者と同居	☑　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明

５　未成年後見人候補者がいる場合には，その方が未成年後見人にふさわしい理由を記載してください。また，家庭裁判所に一任する（家庭裁判所の判断に委ねる）場合には，その理由や事情（例：近隣に候補者となる親族がいないなど）を記載してください。

※　家庭裁判所の判断により，候補者以外の方を未成年後見人に選任する場合があります。

私は，未成年者の母親が亡くなってから，未成年者と同居し，日頃の世話をしている。また，私と未成年者の関係は良好であることから，私が未成年者の未成年後見人にふさわしいと考えている。

６　未成年者に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（未成年者に配慮すべき事項等）があれば記載してください。

未成年者は，普段は明るく振る舞っているが，両親が離婚したことや母親が亡くなったことについて気持ちの整理ができていない状態であり，両親の話をすると感情が不安定になることがあるので留意していただきたい。

親　族　関　係　図

※　申立人や未成年後見人候補者が未成年者と親族関係にある場合には，申立人や未成年後見人候補者について必ず記載してください。
※　未成年者のきょうだい，父母，祖父母，おじ，おばについては，わかる範囲で記載してください。
※　亡くなった方や父母の離婚は，記載例を参考に記載してください。

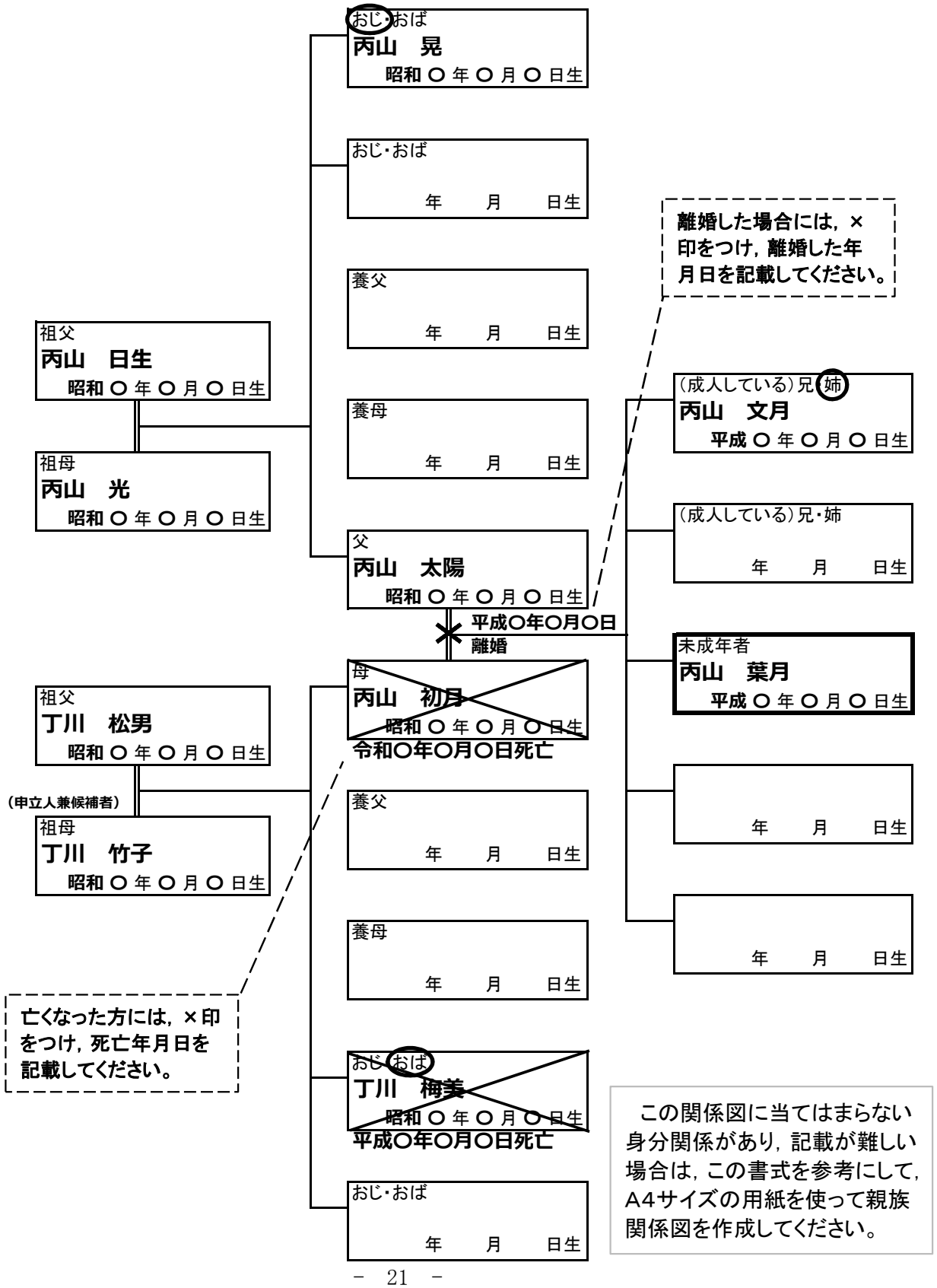

この関係図に当てはまらない身分関係があり，記載が難しい場合は，この書式を参考にして，A4サイズの用紙を使って親族関係図を作成してください。

財　産　目　録

令和　〇　年　〇　月　〇　日　　作成者氏名　　**丁川　竹子**　印

未成年者（　**丙山　葉月**　）の財産の内容は以下のとおりです。

※　以下の１から９までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。

※　以下の１から８までの財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**財**産目録の「**１**預貯金・現金」の「No.**２**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**財１－２**」と付記してください。）

※　財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　預貯金・現金

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1	**〇〇銀行**	**〇〇**	☑普□定□	**1234567**	**令和〇年〇月〇日**	**50,000**	**未成年者**	☑
2	**〇〇銀行**	**〇〇**	☑普□定□	**2345678**	**令和〇年〇月〇日**	**3,000,000**	**申立人**	☑
3			□普□定□					□
4			□普□定□					□
5			□普□定□					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）						**5,000**	**未成年者**	
合　　計						**3,055,000**		

２　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

□　次のとおり　☑　当該財産はない　□　不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						□
2						□
3						□
合　　計						

３　生命保険，損害保険等（未成年者が契約者又は受取人になっているもの）

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	受取人	資料
1	**〇〇生命保険株式会社**	**生命保険**	**12-3456**	**5,000,000**	**丙山初月**	**未成年者**	☑
2							□
3							□

4　不動産（土地）

☐　次のとおり　☑　当該財産はない　☐　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考 （現状，持分等）	資料
1						☐
2						☐
3						☐

5　不動産（建物）

☐　次のとおり　☑　当該財産はない　☐　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積(㎡)	備考 （現状，持分等）	資料
1						☐
2						☐
3						☐

6　債権（貸付金，損害賠償金など）

☐　次のとおり　☑　当該財産はない　☐　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
合　計					

7　その他（原動機付自転車，自動二輪車など）

☐　次のとおり　☑　当該財産はない　☐　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐

8　負債

☐　次のとおり　☑　負債はない　☐　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					☐
2					☐
3					☐
合　計					

9　遺産分割未了の相続財産（未成年者が相続人となっている遺産）

☑　相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）
☐　相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）
☐　不明　　（相続財産目録は作成する必要はありません。）

収 支 予 定 表

令和 〇 年 〇 月 〇 日　　作成者氏名　丁川　竹子　印

未成年者（　**丙山　葉月**　）の収支予定は以下のとおりです。

※　以下の収支について記載し，資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，収支予定表との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**収**支予定表の「**1**未成年者の定期的な収入」の「No.**2**遺族厚生年金」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**収１－２**」と付記してください。）

※　収支の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　未成年者の定期的な収入

No.	名称･支給者等	月　額(円)	入金先口座･頻度等	資料
1	遺族基礎年金	65,000	2か月に１回 ☑財産目録預貯金No. 2 の口座に振り込み	☑
2	遺族厚生年金	30,000	2か月に１回 ☑財産目録預貯金No. 2 の口座に振り込み	☑
3	その他の年金(　　)		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
4	手当(　　)		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
5	給与等	30,000	毎月末日に未成年者がアルバイト代を受領している。 □財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	☑
6	賃料収入		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
7			□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
8			□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
収入の合計(月額)　＝		125,000　円	年額(月額×12か月)＝	1,500,000　円

２か月ごと，四半期ごと，１年に１回の収入などは月額に按分した金額を記載してください（割り切れない場合には，小数第一位を切り上げて記載してください。）。なお，支出の記載においても同様です。

２　未成年者の定期的な支出

No.	品　　目		月　額(円)	引落口座･頻度･支払方法等	資料
1	生活費	食費･日用品		申立人が負担している。	□
2		通信費	8,000	☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☑
3				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
4				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
5				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
6	学費･教育費	校納金(授業料等)	35,000	☑財産目録預貯金No. 2 の口座から自動引き落とし	☑
7		課外活動費(部費等)		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
8				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
9				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
10				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□

未成年者のための支出であっても，未成年者の親族等が負担する場合には，収支予定表に記載しないでください。

11	交通費	通学定期代	6,000		☐
12		通勤定期代			☐
13				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
14				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
15	療養費	入院費・医療費・薬代		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
16				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
17				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
18				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
19	住居費	家賃		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
20		地代		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
21				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
22				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
23	税金	固定資産税		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
24				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
25				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
26				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
27				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
28	保険料	国民健康保険料		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
29		生命(損害)保険料		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
30				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
31				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
32	その他	こづかい	30,000	**定期的な収入欄記載の給与等（アルバイト代）のことである。**	☑
33				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
34				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
35				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
36				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☐
支出の合計(月額)　＝			**79,000 円**	**年額(月額×12か月)＝**	**948,000 円**

月額　(収入の合計)－(支出の合計)＝(＋)－	**46,000 円**
年額　(収入の合計)－(支出の合計)＝(＋)－	**552,000 円**

相 続 財 産 目 録

令和 〇 年 〇 月 〇 日　　作成者氏名　丁川　竹子　印

未成年者（　丙山　葉月　）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

※　未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。

※　被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には，この目録をコピーするなどして，被相続人ごとにこの目録を作成してください。

※　以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。

※　以下の相続財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，相続財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**相**続財産目録の「**1**預貯金・現金」の「No.**2**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**相1－2**」と付記してください。）

※　相続財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名	（　丙山　初月　）
未成年者との続柄	（未成年者の　母　）
被相続人が亡くなられた日	（□　平成 ・ ☑　令和 〇 年 〇 月 〇 日）
未成年者の法定相続分	（　2　分の　1　）
遺言書	（□　あり　☑　なし　□　不明）

1　預貯金・現金

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1	〇〇銀行	〇〇	☑普□定□	4567891	令和〇年〇月〇日	500,000	申立人	☑
2	〇〇銀行	〇〇	□普☑定□	5678912	令和〇年〇月〇日	3,000,000	申立人	☑
3			□普□定□					□
4			□普□定□					□
5			□普□定□					□
6			□普□定□					□
7			□普□定□					□
8			□普□定□					□
9			□普□定□					□
10			□普□定□					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）						0		
合　計						3,500,000		

2　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

☐　次のとおり　☑　当該財産はない　☐　不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐
合　計						

3　生命保険，損害保険等（被相続人が受取人になっているもの）

☑　次のとおり　☐　当該財産はない　☐　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	資料
1	**〇〇生命保険株式会社**	**生命保険**	**23-4567**	**5,000,000**	**丁川梅美**	☑
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

4　不動産（土地）

☑　次のとおり　☐　当該財産はない　☐　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1	**〇〇市〇〇町〇丁目**	**〇番〇**	**宅地**	**123.45**	**自宅**	☑
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

5　不動産（建物）

☑　次のとおり　☐　当該財産はない　☐　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積(㎡)	備考（現状，持分等）	資料
1	**〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇**	**〇番〇の〇**	**居宅**	**1階　80.50** **2階　55.50**	**自宅**	☑
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

６　債権（貸付金，損害賠償金など）

☐　次のとおり　☑　当該財産はない　☐　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合　　計					

７　その他（自動車など）

☐　次のとおり　☑　当該財産はない　☐　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐

８　負債

☐　次のとおり　☑　負債はない　☐　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合　　計					

未成年後見人候補者事情説明書
（未成年者氏名：　丙山　葉月　）

※　候補者の方が記載してください。
※　候補者の方がいない場合には提出は不要です。
※　記入式の質問には，自由に記載してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

候補者の氏名　　丁　川　　竹　子　　印

候補者の住所
☑ 申立書の未成年後見人候補者欄記載のとおり
□ 次のとおり

〒＿＿＿－＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　〇〇〇　（　〇〇〇〇　）　〇〇〇〇
（☑ 携帯・□ 自宅・□ 勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　☑ 電話してもよい・□ 支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

１　あなたの現在の生活状況，健康状態，経歴など（法人が候補者の場合には記載は不要です。）

(1)　職業
（職種：　無職　　勤務先名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2)　あなたと同居している方を記載してください。
□　同居者なし
☑　同居者あり　※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。
（氏名：　丁川 松男　　年齢：　〇　　あなたとの続柄：　夫　）
（氏名：　丙山 文月　　年齢：　〇　　あなたとの続柄：　孫　）
（氏名：　丙山 葉月　　年齢：　〇　　あなたとの続柄：　孫　）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　年齢：＿＿＿　　あなたとの続柄：＿＿＿＿）

(3)　収入等
収入（年収）（　〇〇〇万　円）

年金も収入として
記載してください。

資産
☐ 不　動　産
☑ 預　貯　金（　　**〇〇〇万**　円）
☐ 有 価 証 券
☐ そ　の　他（内容：　　）
負債（借金）
☐ 住宅ローン（　　円）
☐ 自動車ローン（　　円）
☐ 消費者金融（　　円）
☐ そ　の　他（内容：　　）（金額：　　円）

(4)　あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には，その方の続柄と収入を記載してください。
あなたとの続柄（　**夫**　）・収入（年収）（　**〇〇〇万**　円）

(5)　あなたの現在の健康状態（差し支えない範囲で記載してください。）
☐ 健康体である。
☐ 具合が悪い。（具体的な症状：　　）
☑ 通院治療中である。
（傷病名：　**〇〇〇症**　　通院の頻度：　**1**　か月に　**2**　回程度）

(6)　あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について記載してください（差し支えない範囲で記載してください。）。

年　月	経　　歴	年　月	経　　歴
昭〇・〇	**〇〇学校を卒業**	・	
昭〇・〇	**〇〇株式会社に就職**	・	
平〇・〇	**同退職**	・	
・		・	

2　あなたは，次のいずれかに該当しますか。
☐　次の事項に該当する。
☐　成年に達していない。
☐　家庭裁判所で成年後見人，保佐人，補助人又は未成年後見人を解任されたことがある。
☐　家庭裁判所で親権喪失，親権停止又は管理権喪失の審判を受けた親権者である。
☐　破産手続開始決定を受けたが，免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
☐　現在，未成年者との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
☐　あなたの〔☐ 配偶者　☐ 親　☐ 子〕が，現在，未成年者との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
☑　いずれにも該当しない。

3　あなたと未成年者との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，交流の頻度）

(1)　未成年者との関係　☑ 未成年者の親族(続柄: **祖母**　)　☐ その他(　　)

(2)　未成年者との同居の有無

未成年者と　☑ 同居している。(同居を開始した時期：　**令和〇**　年　**〇**　月～)

☐ 同居していない。

☐ 以前に同居したことがある。

⇒ 時期：(　　年　　月頃から　　年　　月頃まで)

(3)　未成年者との家計の状況

現在，未成年者と ☑ 家計が同一である。　☐ 家計は別である。

(4)　※ 未成年者と同居していない方のみ回答してください。

未成年者との交流の頻度　☐ 月に（　　）回程度　　☐ ２～３か月に１回程度

☐ 半年に１回程度　　☐ 年に１回程度

☐ ほとんど会っていない　☐ その他（　　）

4　あなたと未成年者との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。

・　金銭貸借　　☑ なし　☐ あり（具体的な金額，内容：　　）

・　担保提供　　☑ なし　☐ あり（具体的な金額，内容：　　）

・　保証　　☑ なし　☐ あり（具体的な金額，内容：　　）

・　立替払　　☑ なし　☐ あり（具体的な金額，内容：　　）

※　あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，未成年者に返済を求める意思がありますか。

☐ 返済を求める意思はない。　☐ 返済を求める意思がある。

※　「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5　あなたが未成年後見人候補者となった経緯や事情を記載してください。

私は，未成年者の母親が亡くなってから，未成年者と同居し，日頃の世話をしている。また，私と未成年者の関係は良好であることから，私が未成年者の未成年後見人にふさわしいと考えている。

6　未成年後見人に選任された場合の後見事務の方針等

(1)　未成年者の今後の暮らしについての予定を記載してください。

☑ 未成年者は，当面は現在と同様に暮らしていく予定である。

☐ 未成年者は，転居する予定がある。

⇒ 時期：(令和　　年　　月頃)　転居先：(　　)

(2)　未成年者の今後の監護養育の方針や計画について，具体的に記載してください。

当面は，転居などの予定はなく，今までどおり生活していきたいと考えている。未成年者は大学への進学を希望しているため，未成年者が相続する予定の財産や保険金から大学進学などの費用を捻出したいと考えている。

(3)　今後，未成年者の財産を適正に管理していくための方法や計画について，具体的に記載してください。

未成年者の財産のうち，遺族年金以外のものは使わずに貯めておき，大学への進学等に利用したいと考えている。日頃の生活費や学費等は遺族年金や私と夫の年金から支出し，未成年者のアルバイト収入は未成年者に管理させたいと考えている。

7　未成年後見人の選任の手続

未成年後見人の選任の手続について，次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

☑ 家庭裁判所が，あなた以外の人を未成年後見人に選任する場合があること。
☑ あなたを未成年後見人に選任するとともに未成年後見監督人を選任する場合があること。
☑ 誰を未成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については，不服の申立てができないこと。

8　未成年後見人の役割及び責任

(1)　家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして，未成年後見人の役割や責任を理解していますか。

☑ 理解している。
□ 理解できないところがある。又は疑問点がある。
（理解できないところや疑問点について記載してください。）

□ 理解できていない。
→　家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで，未成年後見人の役割や責任について説明していますので，そちらをご覧になってください。

(2)　あなたが未成年後見人に選任された場合には次のことに同意しますか。

ア　親権者と同一の権利義務があることを踏まえ，未成年者の意思を尊重し，未成年者の心身の状態や生活状況に配慮すること。
イ　未成年者の財産を未成年者以外の者のために利用しないこと。また，投資，投機等の運用をしたり，贈与，貸付をしたり，未成年者に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
ウ　未成年者の収支状況を把握し，適切に管理すること。
エ　家庭裁判所の指示に従い，書類の提出や定期的な報告を行うなど，未成年後見事務の監督を受けること。
オ　未成年者が成人した際には，同人に管理してきた財産を引き渡すこと。

☑ 全てに同意する。
□ 同意できない。又は疑問点がある。
（同意できない理由や疑問点について記載してください。）

＜コピーの取り方＞

1　**用紙はＡ４判（申立書と同じサイズです。）にコピーをしてください。**入りきらないときはＡ３判に，Ａ３判が利用できないときはＢ４判でも差し支えありません。

2　裁判所の記録は「Ａ４判縦，横書き」ですので，書類は基本的に「Ａ４判縦，左とじ」でとじていきます。したがってコピーをしていただく際は，Ａ４判を縦にしたとき，その左側に２センチ程度の余白（とじしろ）ができるようにしてください。

2cm　Ａ４判

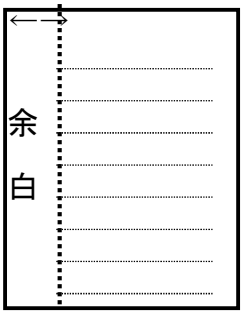

2cm　Ａ３判

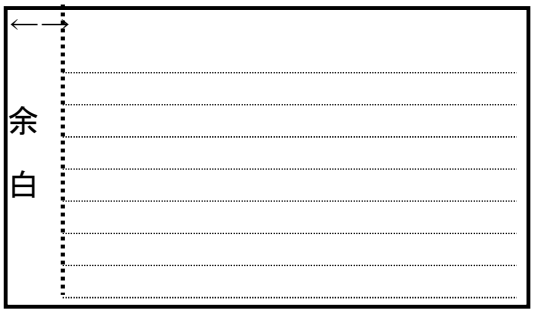

3　預貯金通帳のコピーを取るときは，申立前に記帳した上で，次の部分をコピーしてください。

ア　表紙（金融機関名，通帳の種類，店番号，口座番号，口座の名義人の氏名などの記載があります。）

イ　表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号，取扱支店名などの記載があります。）

ウ　直近２か月分の記帳のあるページすべて

ア　表紙のコピー例

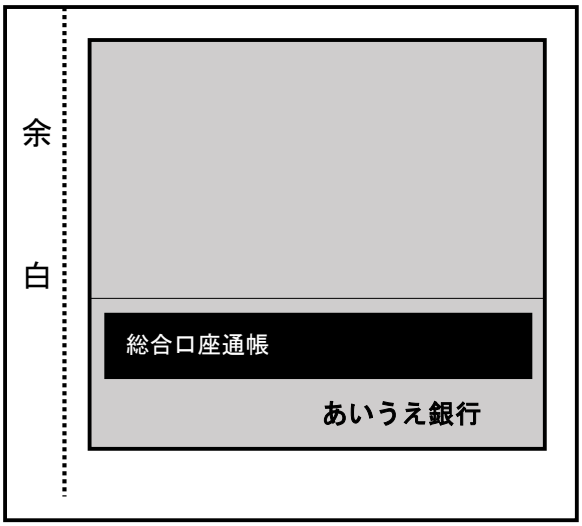

ウ　記帳のあるページのコピー例

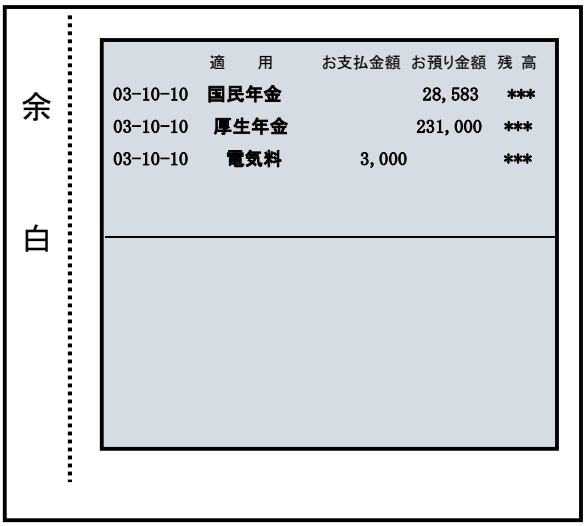

4　保険証券など裏表両面に記載があるものは，両面ともコピーしてください。

5　複数の領収書やレシートを１枚の用紙にコピーするときは，支払の種類ごとにまとめてください。

6　**通帳等Ａ４判のサイズより小さいものをコピーするときでも余白は切り取らず，Ａ４判の大きさのまま提出してください。**

東京家庭裁判所後見センターのご案内

【住　所】　〒１００－８９５６
東京都千代田区霞が関１丁目１番２号（中央合同庁舎６号館Ｃ棟）
【電　話】　０３（３５０２）５３５９，５３６９（後見センター受付係直通）
【最寄り駅】

・東京メトロ　丸ノ内線　「霞ヶ関駅」下車　Ｂ１ａ出口から徒歩約１分
日比谷線　「霞ヶ関駅」下車　Ａ１出口から徒歩約３分
千代田線　「霞ヶ関駅」下車　Ｃ１出口から徒歩約５分
有楽町線　「桜田門駅」下車　５番出口から徒歩約１０分

・都営地下鉄　三　田　線　「日比谷駅」下車　Ａ１０出口から徒歩約１０分

・ＪＲ　山　手　線　「有楽町駅」下車　日比谷口から徒歩約１５分
京浜東北線

東京家庭裁判所の案内図

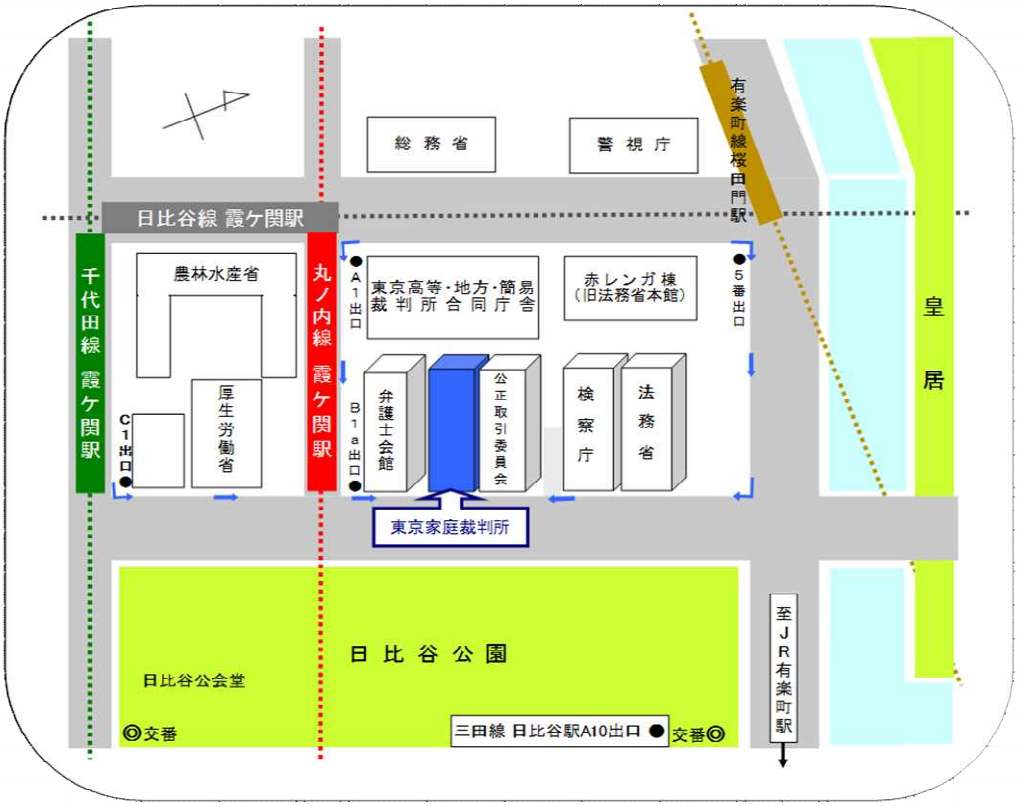

※東京家庭裁判所庁舎２階の後見センターに直接お越しください。
※東京家庭裁判所の駐車場は，駐車台数が限られているため，公共交通機関のご利用をお願いします。
※マスク着用のほか，手洗いや咳エチケットにご協力ください。

東京家庭裁判所立川支部後見係のご案内

【住　所】　〒１９０－８５８９
東京都立川市緑町１０番地の４
【電　話】　０４２（８４５）０３２２，０３２４（直通）
【交通手段】
ＪＲ中央線・青梅線・南武線「立川駅」北口から
・多摩都市モノレール利用の場合
「立川北駅」乗車～「高松駅」下車～徒歩約５分
・立川バス利用の場合
立川駅北口バス乗り場②番乗車～「裁判所前（下り）」下車～徒歩約１分
・徒歩の場合
立川駅北口から約２５分

※東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部庁舎７階の後見係に直接お越しください。
※東京家庭裁判所立川支部の駐車場は，駐車台数が限られているため，公共交通機関のご利用をお願いします。
※マスク着用のほか，手洗いや咳エチケットにご協力ください。